

『古語拾遺』本文の成立と漢文訓読

*1) 杉浦克己

要旨

『古語拾遺』は、大同二年、平城天皇の召問に答えて、齋部広成が、中臣氏の専横を嘆じ、自らの氏族の正統とその職掌の由来を述べたものである。

全体はその内容と表現から、八つの章段に区切って考えることができる。第一・五・八段は序及び跋にあたる内容で、ほぼ正格の漢文で書かれているが、二文字熟語二語組を連ねた形を基調にした、ある種の「型」を持った文で綴られている。

第二段は、神代の故事を本書の主張の根拠として、『日本書紀』神代巻の章句からの引用を中心として述べている。引用にあたっては書紀本文の記述をそのままに写すのではなく、意を取って簡潔な記述に再構成しようとした跡が随所に見られ、この背景には、書紀本文についての訓読を媒介として、漢字文を綴る姿勢を見ることができるといえる。

はじめに

な問題となる。

ある文献資料について、それが「何故そのような書き表し方で著されたか」という視点は、当該の文献的・確な解釈・内容の理解のための基礎としての、いわゆる文献学的な処理に欠くことのできないものである。殊に近・現代のそれとは異なっ

て、書き表し方が多様であった古典の類においては、より重要

言うまでもないが、原著者と読み手の間に転写者などが介在する場合には、その意図も考慮されなければならない。更には(広義の)漢文資料類での加筆者は、この介在者にあたる者の中でも特立すべき位置を占めると言えよう。本稿では仮に原著者とこれら介在者を併せて「筆者」と呼ぶことにする。

しかし、内容が理解できればそれでよし、とすることはできないであろう。文献学的な視点を基礎の一つとして、様々な考

*1) 放送大学助教授(人間の探究)

察を重ね、内容についての十分な理解ができた上で、今一度逆に、「そのような内容を、敢えてこのような書き表し方で著したのは何故か。」と問い直されることによって、「書き表し方」を考へること自体が、大きく一步を踏み出すことができるはずである。

己 このような問い直しにあつては（むろんそれ以前の段階にあつても）当該の文献資料が、誰を読み手として著され（筆写あるいは加筆され）たのか、が重要になる。古典類においては、それを扱い、そこから筆者の意図をつかもうとしている我々は、当初筆者によって想定された読み手ではない。大量伝達に慣れた現代では、文字表現物の多く（特に文字印刷物）について、読み手（情報の受け手）の影は希薄になりがちである。ともすれば不特定多数を読み手とするもの――つまり想定された読み手のない、あるいは決めがたいもの――とらえがちであるが、少なくとも古典類には、これはあてはまらない^⑤。

本稿は、この「このような内容を、敢えてこのような書き表し方で著したのは何故か。」を、『古語拾遺』を例に、主に漢文訓読―就中『日本書紀』の訓読―との関係から考へる、換言すれば『古語拾遺』の書き表し方」と取り組む端緒を見出そうとするものである。

以下『古語拾遺』を「本書」と記すことがある。また特記しない限り、例示に用いた『古語拾遺』『日本書紀』等の資料本

文は私に作成した校本に、書き下し文・釈文の類は本稿のために新たに作成したものに各々より、適宜記号類を付加し、一部漢字を現行通用の字体に改めて示した。

なお本稿は平成十年放送大学特別研究助成による成果の一部である。

『古事記』の書き表し方

このような視点において、青木和夫博士が『古事記』について示されたご論^⑥は重要である。『古事記』が、なぜ現在知られているような書き表し方による本文で著されたのか、ということについては、その序文で編者太安万侶自身がその経緯―日本語で発想された内容を、漢字を用いて散文に書き表すということとそれ自体―について述べていることもあつて、古来様々に研究されてきた^⑥。そしてそのことについての綿密周到な考察が、古事記本文の語句の解釈や内容の理解に欠くことができないことは先学によってたびたび指摘されてきた。

青木博士は古事記本文の表記を「漢字萬葉假名交り文」と呼び、このような内容―歴史的な事項を、より古い時代をより詳細に記述した散文―の著作物の成立の事情の然らしむる所であることを指摘された。具体的には、未だ漢文に十分には習熟していない若年の親王（首皇子）の帝王教育のための書として、

元明天皇が安万侶に編纂を命じたもの、とされた。つまり、「〃が、〃を讀者として、〃のような内容を表現するために、〃のような書き表し方をした。」の各項を周到に関係付けて示されたのである。

もちろん、このような立論は、右に挙げた個々の事項、あるいはいくつかの事項の相互においては、これまでも繰り返し論ぜられてきた。しかし、これを一連の切り離すことのできないことがらとして扱う必要性を説かれた点において、古典類を国語史的に扱う者の立場から見ても、大きな意味を持つと言わなければならぬのであって、古事記に限らず、古文獻資料を扱う上で欠くことのできない視点を具体的に示していただいたという思いである。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

『古語拾遺』成立の背景

かつて私は『古語拾遺』を「平城天皇の召問に答えて、齋部広成が、中臣氏の専横を嘆じ、自らの氏族の正統と職掌の由来を述べたもの」と記した。^(B・B・C)このこと自体についての考えは大きく変わるものではないが、右の記述は、私自身の中で幾分か迷いを包摂して、少々曖昧な表現になっていることもまた事実である。

本書を、中臣氏の専横と齋部氏の被害を平城天皇に訴える

「愁訴状」と見る考えはこれまで広く行われてきた。確かに、序文・跋文の記述とそれに照応する本文各条の内容は、序文に言う「蓄憤」を述べたものに違いなく、これを天皇の召問に答えたという背景に照らせば「愁訴」の内容と見ることができると。これは、『日本後紀』卷十四大同元年条に見える「中臣・齋部相訴」の件が本書成立に関係すると考えられることから、従来広く受け入れられてきた。このような考えは、安田尚道・秋本吉徳両氏の著の解説編にこれまでの諸説を集約・検討して述べられている。

これに対し西宮一民博士は、本書末尾の年紀「大同元年二月十三日」を同年二年の誤記と見るか否かの問題にも関連して、前述の「相訴」について、この訴についての勅裁は当該の『日本後紀』の記述に、

「祈禱の事に至りては、中臣・忌部並びに相預かるべし。」
「奉幣の使は両氏を取り用ゐて、必ず相半ばを当つべし。」

新訂増補国史大系『日本後紀』の本文に基づき
私に作成した訓読文で示した。

と既に示されているのであって、この内容をふまえたと考えられる記述が本書に見られる以上、本書成立は勅裁の後と見なければならず、勅裁の内容が明らかに齋部氏側の主張が活かされたものと考えられるにも関わらず、その後を追って改めて同趣旨の「愁訴状」を提出する、ということには考えにくいとされ、

平城天皇の「造式」のための「召問」に答える意図で著されたのではないかとする見解を示された。^①このように考えれば、本書の内容と前後の背景の両面からも矛盾しない。

上からの問に対する答えの文章としては、一般的に「解」や「上表文」のような様式が考えられる。^②西宮博士は右に引いた解説の中では、具体的な様式名を当てはめることを慎重に避け、むしろそのどちらとも言い難い、実用文書様式を越えた一編の著作物として位置づけておいてよいであろうである。^③

『古語拾遺』の全体構成

本書を、本稿での趣、つまり書き表し方と内容の両面から見た場合、全体は以下のような八つの部分に区切って考えることができる。

- 甲：序
- 乙：神代の古事
- 丙：神武天皇代の古事
- 丁：崇神天皇から天平年中までの古事
- 戊：中跋
- 己：遺漏十一箇条
- 庚：御歳神祭祀

辛：跋

乙・丙・丁は、一連の古伝承^④を記す部分であるが、特に丙は神武天皇即位と宮殿の造営によって国家機構が完成・始動し、諸氏の職掌もここに定まったことを、齋部氏の始祖太玉命の孫天富命の事跡を中心に述べ、自らの氏とその職掌を明らかにしようとした、いわば本書全体の意図の根拠の中心部分と言えよう。

乙部分は古来『日本書紀』神代巻の記述との類似が指摘されている。神話として同内容であるだけでなく、具体的な個々の字句まで、神代紀に依っていると考えられるが、この点をさらに踏み込んで、右に述べた丙部分の前提となる神代の古事を、乙部分で神代紀の記述を抄録する形で述べる、つまり、公に広く認められた日本書紀の記述を挙げて論拠としたものと見ることが出来る。^⑤従って乙部分と丙部分では立論の姿勢が異なる。乙部分では、かなり多くの割注―特に万葉仮名注―を施していることも、論拠となる日本書紀本文からの抄録を、「古言」によって、より確かなものにしておこうという意図と見ることが出来る。^⑥

丁部分は、丙部分に述べたことの、その後の展開―つまり齋部氏の職掌が圧迫されてきていることを述べる部分であり、乙部分と同じく『日本書紀』からも含め、現存する史料類の記述

との類似性があると思われる章句の指摘も古来多いのではあるが、乙・丙部分とは意図する所もその記述の仕方でもまた異なっている。

戊部分を独立した章段と見ることは従来あまり行われていないように思われるが、「起自天降、泊乎東征……」ではじまることから明らかのように、前三段で述べたことを締めくくる意図で書かれたと考えられる。後に述べるように、甲及び辛部分と類似した文体と見なすことができ、主張の主たる部分である乙・丁部分についての簡単な跋文のような役を担っているであろう。

己部分は、丁部分と同様の意図で、これまでの記述に挙げることのできなかつた事項を簡条書きで簡略に(乙・丁部分のように、詳細に論拠を示して事実関係を述べることにはあまり重きは置かずに)挙げた部分。庚部分は、さらにこれらの記述のいずれにも入らなかつた御歳神祭祀の件を同趣旨で付加した部分ということになる。

以上に、辛部分が、序である甲部分に照応して全体を締めくくる総跋として付き、全体としては

甲「乙・丙・丁」戊・己・庚」辛

のような構成と見なすことができる。そして各々の部分は、具

体的な記述内容だけでなく、文章としてのまとめ方や表現方法まで含めて一つまり書き表し方が、各々の部分の構成上の役割に配慮して特徴付けられていることを看取することができる。

序及び跋部分の書き表し方

本書の序及び跋は、ほぼ正格の漢文であり、古典籍の章句をふまえた表現を採っていることは、先学によって明らかにされてきた。⁽¹⁸⁾

また、その具体的な記述を、文の組み立て方に着目して見てみると、

(序) 貴賤老少 口口相伝
浮華競興 還嗤旧老

(跋) 疑氷之意 取信寔難
中古尚朴 礼楽未明

などのように、二文字の熟語二語を一まとまりとして、これを連ねた形を基本としているように思われる。⁽¹⁸⁾

この形からさらに、

(跋) 聖運初啓 照堯暉於八洲
 宝曆惟新 蕩舜波於四海

などのように、より複雑な組立の文となったと考えられる例も
 見ることができ。

前節に、戊部分を中跋として章段に立てたが、右のような形
 はこの戊部分にも見える。

(中跋) 扈從群神 名顯国史

或承皇天之嚴命 為宝基之鎮衛

或遇昌運之洪啓 助神器之大造

己 克 浦 杉

後に挙げた四句は二文字熟語を「之」字で連ねる形で、先の
 序・跋には見えない組立であるが、跋について後に挙げた例の
 ように、二文字熟語二語組から複雑な組立とした類と考えて良
 いのではないだろうか。従って、内容だけでなく、文の組立や
 用語の上でも甲及び辛の序・跋と同様の書き表し方と見ること
 ができると考えた。

一般的に見て、本邦における漢文散文の用いられ方の中で、
 このような組立の文を主に用いた散文を何と呼び、どのような
 位置を占めるものか―例えば、先の節で挙げた「く状」「解」

あるいは「上表文」「上奏文」などの様式として妥当なもので
 あるか否か―ということについては私は明確な見解を持たない。
 しかし、著者が、物事を漢字を連ねて散文に書き表すその形と
 して、この二字熟語二語組のような、ある種の「型」を持って
 いた、ということを取することはできよう。¹⁹⁾

神代紀からの抄録部分の書き表し方

先に示した章段区分の乙部分は、本書の主張の主要な前提と
 して『日本書紀』神代巻の記述を抄録し、必要に応じて割注
 (特に万葉仮名注)を加えたものであり、その意図については
 先に述べた。神代紀の記述の用い方は、ほとんど書き抜いたに
 等しい部分もあるが、多くは完全に一致するものではなく、神
 代紀の記述に従ってその意を取って再構成したと見なされる表
 現である。ただし、内容の先後や展開等のみならず、具体的
 な記述の語句やその用法も原文の記述を活かした例が多く、その
 意味では、再構成といっても引用に近い。

以下に、この部分での本書本文の書き表し方が、神代紀の記
 述をどのように「再構成」することによって成り立っている
 か、という観点から、端的な例を摘記しつつ考えてみたい。な
 お本節の例示で「(古)」は古語拾遺、「(紀)」は日本書紀神代
 巻を表す。また、後者を「神代紀」「紀」と略記する場合があ

る。なお、神代紀からの例については当該の位置を章段名で示した。

〈例二〉

(古) 素戔鳴神常以哭泣為行。故令人民夭折青山麥枯。因斯：

(紀) 且常以哭泣為行。故令国内人民多以夭折、復使青山麥枯
故其……

序に続く乙部分の冒頭近く、素戔鳴尊の誕生の記述の部分で、内容から見れば酷似すると言える。特に神代紀では本伝の他に、素戔鳴尊の出生と性状の記述を持つ一書が三編あるが、その中で、尊の描写のより詳しいこの本伝の記述に敢えてよったのは、この後の宝鏡開始章(いわゆる岩戸隠の神話)部分への前提として、尊の性状をはっきり述べておくにふさわしいと考えたからなのであろう。

一方、文の組立から見ると、紀が「故令」以下の部分で、「令」と「使」のいわゆる使役形の句二句で記すのに対し、本書は「令」の形の一句に同内容をまとめて表している点が異なる。しかも、紀の「国内人民多以夭折」を「人民夭折」に、つまり「青山麥枯」の部分と同じ二文字熟語二語の形にした上で一句にまとめ、「令」一字の下で「○○」をして××せし

む」のように訓読できる句を繰り返した形になっている。このことによって、両者を比較してみると、紀の記述の方がより説明的である印象を受けるが、本書では、これに先立つ部分から、

二神「共為夫婦」、生「大八洲国」、及「山川草木」、次生
「日神月神」……

(文の組立を示すために「」を用いて記した。)

と、二文字熟語二語を基調とした形が続くことと考え併せると、紀の本文を一定の口調に再構成したことの現れと見なせよう。

敢えて現代的な視点から想像を逞しくすれば、このような組立の文は、読み上げて⁽²⁾もよりわかりやすい、と言うことはできる。さらに、「令」字と「使」字の違いを捨象して「令」の一句にまとめることができたのは、両字の共通の訓「しむ」(あるいは、両字によって構成された句を共に「○○」をして××せしむ」などとする共通の訓読)を介して紀本文の内容をとらえていたからではないか。⁽²⁾

〈例二〉

(古) 其後素戔鳴神 奉為日神行甚無狀種々凌侮。所謂毀畔

「古語阿波那知」、埋溝「古語美曾字美」、……

神代紀上の宝鏡開始章にあたる部分の冒頭、岩戸隠の原因となった素戔嗚尊のいわゆる「天罪」八条を挙げる箇所である。本書の「奉為日神行甚無状」は、

(紀) 是後素戔嗚尊之為行也甚無状。何則天照大神以天狹田長田為御田。……

〔卷上・宝鏡開始章本伝〕

己 によると思われるが、紀本文の「為行：」を本書で「奉為日神行：」としている点は、単に写すのではなく、続く部分の記述をより簡潔にすることと同時に、意を取った上での再構成——例えば日神への敬意表現の付加、などの跡——と考えられる。

また紀本伝では、この後の素戔嗚尊の行状を、「何則」と続けた上で天罪の各条について具体的な行為を説明する形で述べているのに対して、本書は「種々」と括った上で天罪の名称を挙げ、その訓を割注で示す形となっている点が大きく異なる。紀では本章に本伝の他に三編の一書があるが、各々記述に長短はあるもののいずれも説明的な記述を持っている。従って本書はこの古事をかなり抽象的かつ簡略な記述にまとめていることになる。

おそらく、本書の著作当時、天罪の各条は祭祀神事にまつわって広く（あるいは、例えば本書の読者として想定された人々の間には）知られていたであろうことがこのような書き表し方の背景にあるのかも知れない。また本書で天罪八条を括って「種々」としている点も興味深い。紀の同章一書第二では、

(紀) ……則生剥斑駒納其殿内。凡此諸事、尽是無状。……

〔卷上・宝鏡開始章一書第二〕

のように天罪の途中までの記述を「凡此諸事」と括って記す例が見えるが、本書の「種々」とは少し異なったものと見るべきであろう。現代語の「様々な(こと)」程の意で「諸事」などと「諸」字を用いることは日本書紀の他の箇所にも見られる。訓読したとすれば「モロモロ(ノ)」が最も妥当であろうが、漢字本文自体で「諸々」と記すことは書紀には例を見ない。²³⁾一方「種々」の形は、書紀では、神代卷上下には見えないが、卷三以降では四八例あり、本書の用い方も首肯できる。「諸」字と「種」字の各々の用いられ方について、なお詳細な検討が前提となることではあるが、本書の用例を考えると、当該の神代紀本文を、著者の考えて一旦とらえた上で、改めて再構成した跡の一つと見ることはできないのではないか。²⁴⁾

〈例三〉

(古) 于時天照大神赫怒入于天石窟……

先の例二の素戔鳴尊の行状に対しての天照大神の怒りの部分であるが、ここでの紀本文と本書の記述は、逐文字的に対照できるほどに類似してはいない。内容の上から見ると、この部分の「赫怒」の語にあたる箇所は、神代紀では、本伝「発愠」、一書第二「恚恨」とあって、「赫怒」の語は少なくとも本章の記述には見えない。

意味の上からすれば「赫怒」の語はこの部分の内容にふさわしいことは確かである。しかしこれは紀本文から直接に引かれたのではなく、他に典拠²⁶⁾を持つものか、あるいは「著者自身のことば」として用いられているということになる。

〈例四〉

(古) 爾乃、六合常闇、昼夜不分、群神愁迷、手足罔措、凡厥庶事、燎燭而弁、……

(紀) 故、六合之内常闇、而不知昼夜之相代、于時八十万神會於天安河辺、計其可禱之方……

〔卷上・宝鏡開始章本伝〕

(紀) 於是、天下恆闇、無復昼夜之殊。故会八十万神於天高市

而問之。

(紀) 于時、諸神憂之、乃使鏡作部遠祖……

〔卷上・宝鏡開始章一書第二〕

先の例三の部分に続いて、岩戸隠の結果の諸神の困惑を記す箇所である。本書の記述が、一見して二文字熟語二語組を連ねてまとめられていることがわかるのに対して、紀の記述は先の例一・二と同様に、個別に説明する形である。特に紀の本伝「不知昼夜之相代」を、本書では「昼夜不分」とするのは、同じ内容ではあるが事態のとらえ方の方向が異なることになり、二文字熟語二語組の形といっても、単純に記述を縮めているのではないことを端的に示している。

さらにこの箇所では、紀の本伝と二種の一書の記述を相互に取捨していることにも気づく。その上で八十万神の心情を「愁迷」と紀のこの部分には見えない語でまとめている。

また、本書の「手足罔措……」の部分では、内容の上では紀の記述に通じるものの、個々の語句は紀をふまえたものではなく、²⁷⁾それをより強調する語句を重ねた表現となっている点も、注目できる。「手足」云々は、日神出現の後の部分に見える「たのし」の「古言」記述の伏線のような役割を果たしているとも言えようし、「燎燭而弁」について西宮博士は神事との関

²⁶⁾ 古語拾遺

わりを指摘しておられ、この点から見れば神祇にかかわる齋部氏としての立場からの記述を加えているとも考えられよう。いずれにしてもこの部分の諸神の困惑についての記述は、事態の解決にあたった太玉命の功を強調する意図があると感ぜられる。

〈例五〉

神代紀卷下天孫降臨章一書第一には、降臨に先立っての天八達之衢での衢神（媛田彦）と天鈿女との会話の部分があつて、これに依る記述が本書に見える。²⁸ 八回のやりとりを、あくとして順に比較してみる。

己 浦 杉

ア (古) 是時、衢神問曰「汝何故為然耶。」

(紀) 是時、衢神問曰「天鈿女汝為之何故耶。」

イ (古) 天鈿女命反問曰「天孫所幸之路、居之者誰也。」

(紀) 对曰「天照大神之子所幸道路、有如此居之者誰也。敢問之。」

ウ (古) 衢神对曰「聞天孫降故奉迎相待。吾名是媛田彦大神。」

(紀) 衢神对曰「聞天照大神之子今当降行故奉迎相待。吾名

是媛田彦大神。」

エ (古) 天鈿女復問曰「汝応先行、將吾応先行耶。」

(紀) 天鈿女復問曰「汝將先我行乎、抑我先汝行乎。」

オ (古) 对曰「吾先啓行。」

(紀) 对曰「吾先啓行。」

カ (古) 天鈿女復問曰「汝応到何処、將天孫応到何処耶。」

(紀) 天鈿女復問曰「汝何処到耶、皇孫何処到耶。」

キ (古) 对曰「天孫当到筑紫日向高千穂穗触之峰、吾応到伊勢

之狭長田五十鈴川上。」

(紀) 对曰「天神之子、則当到筑紫日向高千穂穗触之峰、吾則応到伊勢之狭長田五十鈴川上。」

ク (古) 因曰「発頭吾者汝也。可送吾而致之矣。」

(古) 因曰「発頭我者汝也。故汝可以送我而致之矣。」

全体を一瞥すると、両者はきわめて近く、オ・カ及びク前半は同一といって良いほどであるが、紀の記述に較べて本書の記述は、ここでも簡略化され、より整った感もあるように思え

る。例えば、紀は「天照大神之子・皇孫・天神之子」「吾・我」、などを各々混用するのに対して本書は「天孫」「吾」に統一している点などに端的である。また紀が「之」字「則」字などを比較的多く用いるのに対して、本書はこれらをあまり用いていないことなどが、全体に本書の記述が簡略に感じられることにも関わっているであろう。

助字類の使い方に関しては、紀で、ウ「(今)当」、キ「(則)当・(則)応」を、本書ではキの一例を除いて「応」としている点が目される。さらに、エでは紀の「将_レ乎・抑_レ乎」の形の文を本書では「応」に依る文に、カでも「何_レ耶」の形を「応」を用いた形にしている点も関連して注目される。

「応」字の本邦での漢字文の用例を見ると、比較的近い時間軸上での確かな推量の意を表す文を構成する用い方が多いようである。これに対して「当」字は、発話者(及び聞き手)の外の世界に何か必然的な根拠があって、起こるべくして起こる事態に用いられるようである。この部分の内容は、右に挙げたウ・エ・カ・キの例いずれも、この会話の直後に起こるのである。天孫降臨に関することがらに用いられているのであって、「応」字のごく近い未来の推量を表す用い方にあてはまる。ウの例で紀が「今当」という用い方をしているのも、内容上はこのような、ごく近い未来の事態であることを表しているのだから、他の例にも同様の説明ができるように思われる。

このような書き表し方をした背景には、「当」「応」両字の訓読みとしての和語「べし」(あるいは、「応」字、「当」字で構成された漢字文の訓読としての「べし」)が介在した、と考えるのが最も妥当と思われる。

まとめ

端的な例のみを挙げたばかりであるが、本書の甲・戊・辛の部分、及び乙の部分について、その「書き表し方」の一端を検証してみた。一つは、序・跋にあたる甲・戊・辛部分では、著者は、漢字を連ねて文を構成する際に、文の組立について何らか「型」を持っている―その典型が二文字熟語二語組を連ねる形―ではないか、という点。今一つは『日本書紀』の記述によっているとされる乙部分について、書紀からそのまま書き抜くのではなく、意を取って文を再構成する形で書き表されている、という点に各々ある程度の見通しをつけることができた。

前者については、これを一つの手がかりにして、本邦での漢文散文の類、特に実用文・公用文から発展したと思われる類の書き表し方の実態を考察すること、後者については、右に「意を取って」とした部分に「訓読によって」と付加することができるか否かの検証が、各々本稿の本来の意図した所である。今はその端緒に漸く立って、見通しがありそうな、という感触を得

たに過ぎない。

さらに今一步を踏み出すためには、先ず、本稿では言及できなかった丙・丁・己・庚の部分についても、何らかの見通しを立て得るかを検証することが必要である。例えば己の部分、十一箇条の最終条にある「勝宝九歳左弁官口宣」の

自今以後、伊勢太神宮幣帛使、専用中臣、勿差他姓者

の記述は、『続日本紀』^(七) 卷二十・天平宝字元年六月条の

伊勢太神宮幣帛使、自今以後、差中臣朝臣、不得用他姓人

杉浦克己

によるとされているが、これについて、本稿で示した、本書乙部分と日本書紀の記述の比較に相当するような検証を試みる必要がある。しかし、現在の所、『続日本紀』本文の訓読について、『日本書紀』についてと同じ程度までに詳細な知見を持つことができないでいる。⁽⁸⁾ 同様に、他の文献資料との関係が指摘できる箇所は多いが、それら資料の訓読に関わる知見は、さらに心許ない現状である。

いずれの日か、本邦における漢字文の「書き表し方」について、漢文訓読との関係を、自分なりに明らかにしたい。いや、ことは漢字文に止まらず、漢字仮名交じり文、さらには仮名文

においても、少なくとも散文類では、書き表し方は漢文訓読とは無縁ではあり得ない、との、見通し、というより願いに近い思いを懐いているのではある。

(平成十二年十一月一日受理)

〈文献〉

- (A) 青木和夫「古事記撰進の事情」(『東方學』第九四輯・平成九年七月)
- (B一) 杉浦克己「古語拾遺諸本の訓読上の特色について―使役句形の訓読を中心として―」(放送大学研究年報第十六号・平成十一年三月)
- (B二) 杉浦克己「古語拾遺諸本の訓読上の特色について―熟語の訓読を中心として―」(放送大学研究年報第十七号・平成十二年三月)
- (C) 安田尚道・秋本吉徳『古語拾遺・高橋氏文』新撰日本古典文庫4 (昭和五十一年・現代思潮社)
- (C一) 同書所収 大林太良「古語拾遺における神話と儀礼」
- (C二) 同書所収 宮田登「古語拾遺と民俗学」
- (C三) 同書所収 森秀人「古語拾遺と古代祭政」
- (C四) 同書別冊 対談「古代史について」(谷川健一・水野祐・森秀人)
- (D) 西宮一民校注・解説『古語拾遺』(昭和六十年・岩波文庫)
- (E) 黒板勝美編『日本後紀』新訂増補国史大系「普及版」(昭和四十六年・吉川弘文館)
- (F) 青木和夫他『続日本紀三』新日本古典文学大系(平成四年・岩波書店)

〈注〉

- (1) 「書き表し方」という表現が適当か否か、未だ迷いを脱し切れていない。文字による表現の具現した全体像、程の意なのであるが、表現したい内容について、どのような種類の文章で（漢文か、いわゆる和化漢文か、漢字仮名交じり文か、仮名文か、など）、どのような構成で、どのような用語で、といった文章・文体の問題、仮名遣い、用字、さらには文字詰め・行詰め・字配り、個々の文字の書体、文字の大きさ、筆勢や墨継ぎの有無、なども含め、「書き表す」ことによって形になった全て、である。おそらく、料紙（大きさ、紙型、材質、装飾など）や書記材料、装丁なども考慮されなければならない場合も多いと思われる。このような視点から文献資料を考える、いわば「書き表し方」学のことを「文献学」と呼びたいのであるが、そのことについては、また機会を改めて詳述したい。
- (2) 時代的な変遷の結果の多様性だけでなく、同一時代であっても、文字による表現の場や目的による多様性がある。同一人が、作歌、作詩、公的文書、私的記録、私信、宗教的な書記物……と様々な「書き表し方」をしている。
- (3) いわゆる注釈物などにおける加注者と、被注の古典籍との関係は少し性格が異なると見るべきであろう。
- (4) 本稿のこれまでの言い方からすれば「書き表し」者、ということになるのか。（注（32）参照）
- (5) さらに本来からすれば、現代でもあてはまらない、と考えるべきであろう。文字言語と音声言語とに関わらず、ことばは送り手と受け手の間で成り立つのであって、第三者から見ても、受け手のない表現……送り手から見れば、受け手を想定しない表現……はあり得ない。
- (6) 宣長が『古事記伝』で、本文批判や語学的な事項に多くの紙数を費やし周到な考証を重ねたことは、単に古事記が上代の（より古い時代の）文献であるだけでなく、同時代の著作物の中でも、独自とも言える書き表し方によっていることによる部分が大きいと思われる。
- (7) もちろんこのご論における博士の意図は、国語史的な、あるいは文献学（注（1）に述べたような）的な所にあるのではない。従って敢えてこのように書かせていただいた。本稿の立場からすれば、現存の『古事記』諸伝本について、先に述べた「介在者」についての考察が一方にある。
- (8) 一般的に、文献資料の記述を根拠に、国語史的な事項を述べようという場合、多くは「本来の筆者の意図とは異なる目的の利用」となると言えよう。書き表し方についての考察の重要性は、ある文献資料の記述を、当該の文献資料の筆者が本来意図したのとは異なる方向で何らか利用しようという場合に、より大きな問題として現れる。これは、国語史の分野では、いわゆる古辞書類の利用について、最も顕著である。現代の我々が古辞書類の記述を、何らか別の事項についての立論に利用することは、なおよほど慎重でなければならない。現代の汎用の辞書類の記述を引用するようなつもりで用いることはほとんどできない。古辞書類の記述は多くの場合、そのような引用を意図して書かれたものではない。
- (9) 本書の記述が、その形式において「状」の名にあたるか否かはここでは問わないこととする。形式の上での呼称については後に関連事項を述べる。
- (10) 従って本書末尾の年紀は「大同二年二月…」とあるべきということになる。なお大同への改元の日付（五月十八日）から見た「大同元年二月…」の年紀の矛盾にも（同書②解説）言及しておられる。
- (11) 博士は関連して、延暦二三年に皇太神宮と豊受宮の儀式帳が「解」様式の文書として提出されていることを挙げておられる。

- (12) 例えば森秀人氏は本書を、一種の「解」、「上奏文」とする見解を示して^⑬おられる。
- (13) 注(12)に引いた森氏のご論にも、「誤説を正して旧説を残そう」という意図^⑭において、本書と『古事記』の序が「よく似た構造を持つている」と述べられており、敢えて「一種の」を前置されたことから、実用文書としての定型様式^⑮—例えば、『常陸国風土記』公式令様式—そのものとお考えではないと思われる。かなりまとまった量を持つ著作物であっても、例えば『常陸国風土記』は、現存の本文による限り、「解」様式の公文書として著されていると見ることができ、これは、内容、目的や編纂の背景が本書あるいは『古事記』とは異なる。
- (14) 右に挙げた章段区分の見出しには「古事」の語を用いた。これは本書題を「ふるふることの遺れるを拾ふ」と考え、「ふるふこと」を「古言」「古事」を総合しての意と見た場合、各々の章段の内容はまさに「古事」であり、その具体的な記述の鍵となる語句が「古言」—先の節で、割注の性格と多寡に触れたことは、この点にも関わる—である、との考えに基づく。内容の上からすれば各章段の見出しも「古伝承(口承か文字伝承かは別にして)」の意である。
- (15) 本書乙部分が、同内容の神話であっても、『古事記』ではなく『日本書紀』のそれに依っていることも、主張の論拠として神代紀がよりふさわしかったからであろうとする考え^⑯などもあ
- (16) このように見ると丙部分での割注は、乙部分とはその役割が異なり、記述事項の説明的な注の例が多く、量的にも減少、偏在していることも理解しやすくなる。
- (17) 例えば西宮博士^⑰は、跋文冒頭近くの「説似磐古」は、中国の「磐古説話」ふまえたもの、「疑水之意」は『文選』に見える孫綽の「遊天台山賦」によるもの、など具体的な表現、内容にわたる出典を多く指摘しておられる。これらを、古典籍からの直接引用
- と見るか、類書の類から採ったものと見るか、あるいは当時において、漢文散文類を書く場合の常套的な語句として認識されていた類と見るか、については、読者として誰を想定し、どのような読まれ方を意識したかにも関わることを思われるが、ここでは詳述を避ける。
- (18) 先年本誌^⑱に本書本文をその諸本に見える訓読から考えると、全体に二文字熟語が多いこと、就中音読み^⑲の二文字熟語は序・跋(及び前節に挙げた戊部分にあたる箇所)に集中して見えることを述べた。これはおそらく、原著者と加筆者の双方の意図の現れたものであって、前稿ではそれを加筆者の側から、本稿では原著者の側から見ていることになる。
- (19) 著者が、漢字を用いて文章を綴ることにおいて、どのような素養を持っていたのか、ということについては、今に伝わる他の著作物や作品もないようであり、必ずしも明らかではない。これが、著者個人独特のものであるのか、あるいは著作当時、ある程度—天皇に「上奏」する目的で文を綴ることができる程度に—素養のある人々に共通の基盤の一端と考えるのか……、おそらく後者などではあるのが想像の域を出ない。
- (20) 本稿では「抄録」としたが、安田尚道・秋本吉徳氏^⑳は「(日本書紀からの)引用」としておられる。
- (21) 全文の漢字書きを音読み(字音直読)したものか、訓読したものか、あるいは(実際に声に出して読むかどうかは別に)、読み上げる^㉑ことができるように書くことが当時の文書の通例であったのか、などという点は大きな問題であるが、ここでは直接にそのことについての言及はしない。
- (22) この背景には、著者は訓読によって書紀本文を理解していた、あるいは、本書の読者は訓読によって(も)書紀本文を理解している^㉒と筆者は考えた、といったことがあるのではないだろうか。
- (23) あくまで憶測であるが、「モロモロ」の訓として漢字本文に

A Study on the constructions of sentences in
Kogoshui depended on the diacritical language

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

Hironari Imbe laid before the Emperor *Heizei* wrote *Kogoshui* in 805. He insisted on the legitimacy of the *Imbe* family and the history of the official ministry of his family persecuted by *Nakatomi* families.

It was composed of 8 chapters. Chapters 1, 5, 8 were a preface and postscripts, written in Chinese style for the formal documents at the beginning of the 9th century in Japan. He had a typical syntax for these style sentences, such as the repetitions of couples of compound words.

Chapter 2 was several parts of the Japanese mythology quoted from the first two books of *Nihonshoki*. This chapter supplied arguments for his instances in chapter 3 and 4. In chapter 2, he not only abridged sentences on *Nihonshoki*, but also restructured them through the instrumentality of diacritics on words, phrases, clauses and sentences in *Nihonshoki*.